青森県報

第千四十九号

令和八年四月六日（月曜日）

目次

告示

○特定計量器の定期検査の実施……（経済産業政策課）…一

収用委員会

○収用の裁決手続開始の決定……（監理課）…五
○収用及び使用の裁決手続開始の決定……（同）…六
○収用の裁決手続開始の決定……（同）…七

告示

青森県告示第二百六十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

令和八年四月六日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　検査対象特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり

二　実施期日、実施場所及び検査対象区域

検査対象区域	実施場所	実施期日
むつ市	脇野沢消防団第四分団屯所（寄浪地区）	令和八年五月十一日午後二時から午後二時十五分まで
	脇野沢消防団第五分団屯所（蛸田地区）	令和八年五月十一日午後二時三十分から午後二時四十五分まで
	脇野沢消防団第五分団第二班屯所（九艘泊地区）	令和八年五月十一日午後三時から午後三時十五分まで
	脇野沢地域交流センター	令和八年五月十二日午前九時三十分から正午まで
	宿野部地区公民館	令和八年五月十三日午前九時三十分から午前九時四十五分まで
	袰川地区公民館	令和八年五月十三日午後二時から午後二時三十分まで
	戸沢地区公民館	令和八年五月十三日午後三時から午後三時三十分まで
	川内庁舎前	令和八年五月十四日午前九時三十分から正午まで
	正津川地区公民館	令和八年五月十八日午後一時三十分から午後二時まで
	木野部地区公民館	令和八年五月十八日午後二時三十分から午後三時まで
	大畑体育館	令和八年五月十九日午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時まで
	大畑加工冷蔵協同組合事務所前	令和八年五月二十日午前九時三十分から午前十時まで
	目名地区布名見の里	令和八年五月二十日午後一時から午後二時まで
	尻労漁村センター	令和八年五月二十一日午前十一時から午前十一時三十分まで

令和八年五月二十一日午後一時から午後一時三十分まで	岩屋漁業協同組合	
令和八年五月二十一日午後二時から午後三時まで	尻屋漁業協同組合	
令和八年五月二十二日午前九時三十分から午前十時まで	小田野沢漁業協同組合	
令和八年五月二十二日午前十時三十分から午前十一時まで	白糠漁業協同組合老部支所	
令和八年五月二十二日午前十一時三十分から正午まで	白糠漁業協同組合	
令和八年五月二十五日午後一時から午後一時十五分まで	牛滝小中学校	佐井村
令和八年五月二十五日午後二時から午後二時三十分まで	佐井村漁業協同組合福浦支所	
令和八年五月二十六日午前十一時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで	津軽海峡文化館	
令和八年五月二十七日午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで	大間町役場倉庫	大間町
令和八年五月二十八日午前九時三十分から午前十時三十分まで	風間浦漁業協同組合蛇浦支所倉庫	風間浦村
令和八年五月二十八日午前十一時から正午まで	〃　易国間支所倉庫	
令和八年六月一日午前十一時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで	十和田おいらせ農業協同組合大深内支店	十和田市
令和八年六月二日午前九時三十分から正午まで	〃　切田経済センター	
令和八年六月二日午後一時三十分から午後三時まで	〃　四和経済センター二十九号倉庫	

令和八年六月三日午前九時三十分から午前十一時三十分まで	〃　藤坂支店	
令和八年六月四日午前九時三十分から午前十一時三十分まで	〃　深持経済センター	
令和八年六月五日午前九時三十分から午前十時三十分まで	沢田悠学館	
令和八年六月五日午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで	十和田おいらせ農業協同組合十和田湖支店	
令和八年六月八日午後一時から午後二時まで 令和八年六月九日午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで 令和八年六月十日午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで 令和八年六月十一日午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	〃　三本木四号倉庫	
令和八年六月十五日午前十時から午前十一時まで	毘沙門・長富コミュニティセンター	五所川原市
令和八年六月十五日午後一時から午後二時まで	コミュニティセンター飯詰	
令和八年六月十六日午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	コミュニティセンター三好	
令和八年六月十七日午前十時から午前十一時まで	コミュニティセンター中川	
令和八年六月十八日午前十時から午前十一時まで	コミュニティセンター長橋	
令和八年六月十八日午前十一時三十分から正午まで	コミュニティセンター七和	

コミュニティセンター栄		令和八年六月二十二日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで
コミュニティセンター松島		令和八年六月二十三日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで
五所川原市役所公用車駐車場		令和八年六月二十四日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時まで 令和八年六月二十五日 午前十時から正午まで及び午後一時から午後二時まで 令和八年六月二十六日 午前十時から正午まで
大鰐町役場車庫	大鰐町	令和八年六月二十九日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで 令和八年六月三十日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで
田舎館村役場前駐車場	田舎館村	令和八年七月一日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで 令和八年七月二日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで
平川市碇ヶ関総合支所	平川市	令和八年七月三日 午後一時から午後二時まで
平川市尾上地域福祉センター		令和八年七月六日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後二時三十分まで 令和八年七月七日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで
平川市葛川支所		令和八年七月八日 午前十時三十分から正午まで

平川市役所本庁舎前		令和八年七月九日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで 令和八年七月十日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで
常盤除雪センター	藤崎町	令和八年七月十三日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで 令和八年七月十四日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで
藤崎町役場		令和八年七月十五日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで 令和八年七月十六日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで 令和八年七月十七日 午前十時三十分から正午まで
竜飛今別漁業協同組合奥平部漁港	今別町	令和八年八月二十四日 午前十時三十分から午前十一時まで
〃　東部支部		令和八年八月二十四日 午前十一時三十分から正午まで
〃　袰月漁港		令和八年八月二十四日 午後一時三十分から午後二時まで
〃　大泊漁港		令和八年八月二十五日 午前十時三十分から午前十一時まで
浜名公民館		令和八年八月二十五日 午前十一時三十分から正午まで
大川平文化会館		令和八年八月二十五日 午後一時三十分から午後二時まで
今別町役場前		令和八年八月二十六日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで
蓬田村役場	蓬田村	令和八年八月二十七日 午前十一時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで

平内町	平内町漁業協同組合清水川支所荷捌所	令和八年八月三十一日 午後一時三十分から午後二時三十分まで	
	平内町漁業協同組合本所車庫	令和八年九月一日 午前十時から午前十時三十分まで	
	〃 東田沢支所荷捌所	令和八年九月一日 午前十一時から午前十一時三十分まで	
	内童子コミュニティセンター	令和八年九月一日 午後一時三十分から午後二時まで	
	中野コミュニティセンター	令和八年九月二日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	
	平内町立体育館前車庫	令和八年九月二日 午後一時から午後三時まで	
階上町	階上漁業協同組合	令和八年九月三日 午後二時三十分から午後三時三十分まで	
	森の交流館	令和八年九月四日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	
	ハートフルプラザはしかみ	令和八年九月四日 午前十一時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	
外ヶ浜町	竜飛今別漁業協同組合竜飛支所	令和八年九月七日 午前十一時から正午まで	
	外ヶ浜町ふるさとセンター	令和八年九月七日 午後一時から午後一時三十分まで	
	外ヶ浜町役場三厩支所車庫	令和八年九月七日 午後二時から午後二時三十分まで	
	舟岡コミュニティセンター	令和八年九月八日 午前十時三十分から午前十一時まで	
	弥蔵釜コミュニティセンター	令和八年九月八日 午前十一時三十分から正午まで	

	外ヶ浜町役場平舘支所車庫	令和八年九月八日 午後一時から午後一時三十分まで	
	大平会館	令和八年九月九日 午前十時三十分から午前十一時まで	
	塩越会館	令和八年九月九日 午後一時から午後二時三十分まで	
	外ヶ浜町役場車庫	令和八年九月十日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで	
	五戸町役場浅田支所	令和八年十月十三日 午前十一時三十分から正午まで	
	倉石コミュニティセンター	令和八年十月十三日 午後一時三十分から午後二時三十分まで	
	五戸町役場川内支所	令和八年十月十四日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	
五戸町	五戸町立公民館	令和八年十月十四日 午後一時三十分から午後二時三十分まで 令和八年十月十五日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	
新郷村	西越地区公民館	令和八年十月十六日 午前九時三十分から午前十時まで	
	新郷村役場車庫前	令和八年十月十六日 午前十時三十分から正午まで	
三戸町	三戸町役場斗川支所	令和八年十月十九日 午後一時から午後二時まで	
	〃 猿辺支所	令和八年十月二十日 午前九時三十分から午前十時まで	
	三戸町中央公民館	令和八年十月二十日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで 令和八年十月二十一日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	

令和八年十月二十二日 午前九時三十分から午前十一時まで	石亀地区研修センター	田子町	
令和八年十月二十二日 午後一時から午後二時三十分まで 令和八年十月二十三日 午前九時三十分から午前十一時まで	中央公民館車庫		
令和八年十月二十六日 午後一時から午後三時まで	南部町立福地公民館車庫	南部町	
令和八年十月二十七日 午前九時三十分から午前十一時まで	南部芸能伝承館脇山車小屋		
令和八年十月二十七日 午後一時から午後三時まで 令和八年十月二十八日 午前九時三十分から正午まで	南部町立南部公民館	五所川原市 十和田市 むつ市 平川市 平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町 藤崎町 大鰐町 田舎館村 大間町 東通村 風間浦村 佐井村 三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村	
令和八年十月二十九日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで 令和八年十月三十日 午前九時三十分から正午まで	南部町役場車庫		
令和八年五月七日から同年十二月二十八日まで	計量法第二十一条第三項に規定する届出をした場合にあっては知事が指定する場所、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に該当する場合にあっては検査対象特定計量器の所在の場所		

三　検査を実施する指定定期検査機関の名称

一般社団法人青森県計量協会

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和八年四月六日

青森県収用委員会会長　猪　原　　健

一　起業者の名称

青森県

二　事業の種類

むつ都市計画道路事業一・五・一号むつ横浜線（横浜北バイパス工区）

三　裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表１のとおり

四　土地所有者の氏名及び住所

別表２のとおり

五　土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六　裁決手続の開始を決定した年月日

令和八年三月二十四日

別表１

収用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとし、明渡しを求める土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県上北郡横浜町字林ノ後	45番1	田	田（休耕）	1,422	1,428.18	1,015.24

別表２

氏　名	住　所
髙橋　廣記	青森県上北郡横浜町字寺下95番地８

収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和八年四月六日

青森県収用委員会会長　猪　原　　健

一　起業者の名称

青森県

二　事業の種類

一般国道三九四号改築工事（榎林バイパス）

三　裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表１のとおり

四　土地所有者の氏名及び住所

別表２のとおり

五　土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六　裁決手続の開始を決定した年月日

令和八年三月二十四日

別表１

（１）　収用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとし、明渡しを求める土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県上北郡七戸町字鉢森平	276番	原野	山林	9,299	9,345.63	2,956.15

（２）　使用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積（㎡）		使用しようとし、又は明渡しを求める土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県上北郡七戸町字鉢森平	276番	原野	山林	9,299	9,345.63	57.98

別表２

氏名	住所
登記名義人（亡）宮澤　武康　法定相続人	
法定持分４分の１　宮澤　武廣	埼玉県川口市江戸袋１丁目19番２号
法定持分４分の１　乙部　良子	埼玉県さいたま市北区植竹町１丁目338番地２　センチュリー大宮公園304
法定持分４分の１　宮澤　崇	埼玉県さいたま市北区本郷町750番地
法定持分12分の１　宮澤　由香	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷11番地１　ヴァンベール401号
法定持分12分の１　宮澤　友紀	埼玉県川越市大字天沼新田187番地８
法定持分12分の１　宮澤　衛	神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目４番3-1415号

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和八年四月六日

青森県収用委員会会長　猪　原　　健

一　起業者の名称

青森県

二　事業の種類

一般国道三九四号改築工事（榎林バイパス）

三　裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表１のとおり

四　土地所有者の氏名及び住所

別表２のとおり

五　土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六　裁決手続の開始を決定した年月日

令和八年三月二十四日

別表１

収用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとし、又は明渡しを求める土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県上北郡七戸町字卒古沢南平	4番40	原野	原野	610	612.53	446.95

別表２

氏　　名	住　　所
登記名義人（亡）宮澤　武康　法定相続人	
法定持分４分の１　蛯沢　光男	青森県上北郡東北町字内蛯沢道ノ上 77 番地
法定持分４分の１　石文　ミツヱ	北海道雨竜郡幌加内町字親和　福寿荘 1 号室
法定持分４分の１　蛯沢　ツヤ	青森県上北郡七戸町字塚長根 82 番地４
法定持分 40 分の３　斉藤　直枝	青森県十和田市大字三本木字西小稲 111 番地６
法定持分 40 分の３　石橋　美生子	青森県十和田市大字三本木字東小稲 174 番地 109
法定持分 40 分の１　角　正子	青森県三沢市岡三沢８丁目 62 番地 32 号
法定持分 40 分の１　角　幸一	東京都福生市大字熊川 1662 番地 乙津マンション 305 号室
法定持分 40 分の１　島田　栄子	東京都西東京市田無町５丁目６番 20-601 号
法定持分 120 分の１　角　真琴	埼玉県さいたま市見沼区深作３丁目 40 番地 12
法定持分 120 分の１　角　誠幸	埼玉県桶川市上日出谷南３丁目 51 番地の 10
法定持分 120 分の１　宇佐見　麻土香	埼玉県上尾市大字原市 4363 番地 10

（発行）
青森市所
青森一丁目一番一号
（印刷）
青森市第二問屋町三丁目一番七号
奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価　小口一枚三十四円九十五銭